

## 地域計画

策定年月日	令和6年12月17日
更新年月日	( )
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	荒島地区 (荒島)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5.46 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5.30 ha
② 田の面積	5.46 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.00 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.53 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

・荒島地区は、平成元年度に基盤整備実施済みであるが、世帯数は6世帯、高齢化率は43.5%であり、後継者不足と高齢化により永続的に稻作経営をする区民農業者がいないため、今後は、地区内農地で稻作経営を行っている地区外担い手(認定農業者)に頼らざるを得ない状況である。
・高齢の稻作自作農者と地区外担い手2名がエリア分けをせず混在して稻作経営を行っており、経営の効率化を図るために、担い手に集約化が必要である。
・宮ノ前地区の田の一部において水抜けする箇所があるため耕作が困難な状況である。また、渴水期の夏場に水利が乏しく、かつ杉が成長し日照を阻害している農地がある。
・イノシシ等の鳥獣による農作物被害が拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現在稻作経営を行っている地区外担い手(認定農業者)に、可能な限り区等において耕作条件を改善しつつ田を集めし、貸付けできない田については、区において保全管理を行ないつつ今後の農地利用について検討する。
・用水路の管理は、荒島保全会(多面的機能支払協定団体)で適正に管理し、担い手が耕作しやすい環境を整える。
・排水路についても、可能な限り荒島保全会(多面的機能支払協定団体)で管理する。
・畑は、担い手がいないため、自己所有地を適正に管理し、不在地主などの畑は、可能な限り区において保全管理する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
・田の大部分は農地バンクへ貸付済みだが、更に農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。
・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

## (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	58 %	将来の目標とする集積率	83 %
--------	------	-------------	------

## (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への農地の集積と併せ集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
--------------------------------------

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手への農地集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を活用して進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・区域全体を農地中間管理機構に貸付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手と協議の上、農地の大区画化・土層改良等の基盤整備を適宜計画し、集約化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

①地区によるイノシシ等鳥獣被害防止対策のため、緩衝帯整備などの侵入防止策を講じるとともに新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」。上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。